

平成20年 第4回

教育委員会臨時会会議録

平成20年6月24日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2260号

平成20年第4回臨時会

日 時 平成20年6月24日(火) 10時04分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

第1 審議事項

- 1 港区立図書館館則の全部改正について
- 2 幼稚園教育職員の病気休職の発令について

第2 協議事項

- 1 平成20年度港区指定文化財の諮問について

第3 教育長報告事項

- 1 田町駅東口北地区公共公益施設基本構想について
- 2 港区立芝浦南ふ頭公園運動広場の愛称選考結果について
- 3 平成19年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況について

「開 会」

○澤委員長 おはようございます。

平成20年第4回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

先日、小学校で天窓から転落して亡くなるという痛ましい事故がありましたけれども、学務課長、うちの場合は、調査していますか。

○学務課長 ニュースのあった6月18日の翌日朝から調査をしまして、港区内の幼小中には5カ所似たような、丸型ではないのですが、四角型の天窓がございました。あった学校としましては5校で、小学校が麻布と筈、中学校が高松、幼稚園が南山と中之町でございます。

子どもが出入りするという部分では、中之町幼稚園と筈小学校がそれに該当するのですが、筈小学校の方は屋上部分を遊び場として利用している関係上、フェンスをめぐらせ、天窓はフェンスの外側にあるということで、子どもたちが触れるようなところにはない。中之町幼稚園の場合は屋上部分にあって、日常的には施錠をしているのですが、子どもを連れて出る場合もあるということなので、こちらについてはフェンス等がございませんので、今緊急に転落防止用の工事をやろうということで進めております。それ以外は、麻布小学校、高松中学校、南山幼稚園なのですが、こちらの方は基本的に人が出入することを想定していない場所、屋根部分と言いますか、そういった部分のところにあります。ただ、高松中学校の方が一部子どもが出る可能性も否定できないので、これについても対策工事を中之町幼稚園と併せて実施するというのを考えてございます。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

(午前10時04分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは本日の署名委員は五味原委員、よろしくお願いします。

第1 審議事項

1 議案第31号 港区立図書館館則の全部改正について

○澤委員長 では日程に入ります。

日程第1、審議事項ですけれども、港区立図書館館則の全部改正につきまして、図書・文化財課長、よろしくお願いします。

○図書・文化財課長 それでは港区立図書館館則の全部を改正する規則案につきましてご説明をさせていただきます。まず資料ナンバーの1をご覧くださいと思います。最初に全部改正の1ページ、1枚をおめくりいただいて、1ページから6ページまでが本文、7、8、9、10ページが様式になっています。その後ろに1ページから6ページまでで新旧対照表をご用意させていただいておりますので、よろしくお願いします。説明につきましては、主に規則案によりいたしますが、場合によっては対照表等を見比べながらご覧いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

今回の改正は、先の教育委員会、6月10日の教育委員会でご審議いただきました図書館設置条

例の改正に伴うものでございました。規則案に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。

1 ページ目をご覧ください。規則の題名でございますけれども、題名を改正してございまして、港区立図書館条例施行規則という題名に改めてございます。

次に第1条の目的でございますけれども、中身につきましては図書館条例の規定に基づいて、必要な事項を定めるという規定にしてございます。

第2条は図書館資料という規定でございます。図書館資料の具体的な問題で、中身でございますが、改正箇所は第2条の3行目の一番下から4行目にかけまして、デジタルビデオディスクという、いわゆるDVDと言われるものですが、最近そちらを図書館でも資料としてご用意できるようになってございますので、その部分を例として加えさせていただいてございます。

第3条は個人館外利用という規定でございます。利用カードの有効期間等を最終的に規定してございまして、一応2年ということで考えてございますけれども、2ページ目をめくりまして第4項でございますけれども、ただし書きを加えまして、館長は別に定めるところにより有効期間を延長することができるという規定を設けてございます。現行の2年の期間内に一度でも貸し出しをした場合はその期間からさらに2年ということで運用してございまして、その部分を補完する、追認する形で今回きちんと規則の方に書くということでございます。

第4条は館外利用の数量及び期間でございまして、そちらについては、条文の冒頭に前条第1項の規定によりという条文を加えておりまして、中身については変更はございません。

第5条は館外利用の制限でございます。こちら文言を改めて、館外利用を館長は制限することができるという形にさせていただいてございます。

それから第6条から第8条につきましては、館外利用についての規定ですが、そちらについて条文の文言の整理をいたしまして、主語・述語の関係を統一させていただいてございます。第6条が声の図書の館外利用で、こちらについては、区内に住所を有する視力障害者の方について、別に定めたところにより、図書館資料のうち、視力障害者の利用に供する目的で収集された録音テープ等をいうということで、それを声の図書と呼びますが、それを館外利用させて、いわゆる貸し出しをするということが出来ます。

第7条は映写機等の館外利用でございまして、対象者きちんと書いているということでございます。

第8条は団体館外利用で、区内の事業所または団体等は図書館の資料を一度に借りることができるという規定でございます。

第9条は集会室の利用の規定です。現在、館長が許可している集会室の利用等につきまして、きちんと規則で教育委員会が許可することと改めまして、運営することといたします。現在の別途集会室の利用の要領というものをつくりまして、地元の方とかボランティア団体等に利用させていただいてございます。こちらについては先の条例で改正をいたしました、平成21年度の指定管理者導入を予定して、教育委員会ということで明定をさせていただいたものでございます。

第10条は館外利用の停止ということで、これは従前と同じでございます。

第11条は利用の制限ということでございます。これまでの図書館館則では、衛生上とか酩酊者

といったような、別に今は使わないような言葉あるいは非常に具体的な事例として書いてございまして、図書館の実際の運用の中できちんと対応しているものを細かく例として挙げてございましたけれども、今回、指定管理者の対応するような部分になってまいりますので、きちんとこちらは委員会が利用制限することができるという規定にいたしまして、利用制限という一般的な項目を挙げて、公の施設を乱す、条例もしくはこの規則に違反する、責任者の指示に従わない、そういった場合には利用制限をするという一般的な注意規定ということで、教育委員会にその権限があるということで規定をさせていただきました。現実的には、以前のような酩酊者については、指定管理者であろうと、公の施設を安全と、あと安心して利用者に利用していただく、維持するという義務は当然に負ってございますので、その中で館の運営上、支障のある方については十分ご説明し、退館いただくような措置は十分にとれると考えてございます。

第12条は資料の受贈という規定でございます。館長が資料の受贈を受けることができるということをしきんと規定してございます。

第13条は資料の受託ということです。これは資料を一般の方から、図書を一時図書館の方で受け取って、預かって、そのまま書架に出していただいても結構だというような形でいただくことがございます。所有権はその持ち主の方のままですけれども、資料を図書館で預かって、閲覧に供するということが可能になっているものでございます。

第14条から第17条は指定管理者制度導入のための規定を整備するものでございます。第14条は指定管理者の指定、第15条は指定管理者の指定の基準というものでございます。第16条については指定書の交付ということについて、これはこの3条、それから第17条は指定の取消しという規定でございますけれども、こちらの四つ、4条につきましては、港区の他の指定管理者を導入した施設の規則と同様に規定しているものでございます。

第18条は委任規定です。

付則でございすけれども、条例と同じように、指定管理者にかかる部分のところだけだし書きで公布の日から施行するということにいたしまして、条例の施行と合わせるようにいたしております。付則の2項は経過規定でございまして、今まで既に図書館館則によってされた手続き、要するに貸し出しですとか、そういう貸し出しの手続きはするものですが、それがこの規則の相当規定によりなされた手続きとみなすということで、継続性を持たせたものでございます。

説明は以上でございす。ご審議の上、ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは、今までの図書館館則という名称も、港区立図書館条例施行規則というように変わるということですか。

○図書・文化財課長 名称も変えさせていただきました。

○澤委員長 それでは何かご質問がある方はよろしくお願いいたします。

○小島委員 第11条の利用の制限で、公の秩序を乱す恐れ、それから条例若しくは云々とありますね。その他委員会が利用を不相当と認めるとき。これは具体的には指定管理者がこの規定に基づいて何らかの制限を行うわけですね。

○図書・文化財課長 指定管理者がもしそういう行為を、ここではあくまで教育委員会にその権限

があると規定してございます。

○小島委員 教育委員会に権限があるのだけれども、実際、何らかのそういう行動、行為を行った人に対して、実際に制限するのは指定管理者……

○図書・文化財課長 指定管理者が実際には指導をして、利用の制限とって、強制的に退館というか、そういうことはさせることはできませんけれども、指定管理者はですね、あくまで教育委員会にこの権限はありますので、指定管理者はそこまではできませんが、これを実践するための実務的な運用は指定管理者がその施設を安全・安心に運営する区の代行をしているために、そういう義務は負っている。

○小島委員 その場合の運用の指針というものを教育委員会である程度つくって、指定管理者にこういう指針に基づいてやりなさいというのがないと、実際には指定管理者が行うのは難しいと思います。具体的には。それはこれからつくっていくということですか。

○図書・文化財課長 おっしゃるとおりでございます。そういうことになります。今のそういう意味では、図書館の中で、例えば酩酊をして飲酒をしている者とか、大きな声を出して騒いで他者の迷惑になる。その中には携帯電話を使っているとか、パソコンを皆さんが静かに閲覧している中でキーボードをたたいている音がうるさいとか、そういう方については一応「おやめください」ということを何度か注意をさせていただいて、それでもお聞きいただけない方については、皆さんからご迷惑だということで、港区立図書館ではご遠慮いただいているので退館をしていただきたいということをお願いを今はしています。

○小島委員 ですから、この規則によればお願いではなくて、委員会ができる権限を実際には指定管理者に委任する。その運用についてはもう少しきちんとしたものをつくるべき。

○澤委員長 今の質問に関連して、過去のデータでもいいのですけれども、その場で退去、一時的というか、そういう方は当然今までも幾らあるのでしょうか、例えば特定の名前がわかって、その人を何カ月か使用禁止にする、そういうことはあり得るのですか。

○図書・文化財課長 そういうことは今までしたというのは聞いてございません。図書館の図書館法という法律がございまして、そちらの中で、図書館は国民の知る権利を擁護して、社会教育の拠点となるということが書いてあります。ですから、図書資料を無料で閲覧させるということでございます。ですから、図書館をただ単に置いてある本を見に来る方には一切制限がないというのが図書館の趣旨でございます。そういうことから考えますと、図書館で利用を制限してやるというのは、現実問題としてはまずめったに起こらないと考えてございます。よほどの何かそういう危険な行為をして入ってくるのが明らかな場合というぐらいしかないのではないかと考えています。現実的には、こういうのはよくプログラムというのですか、こういうことがあったらできるよという注意喚起をするだけの規定になるのかと思っています。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

○小島委員 それから、第12条と第13条の資料の受贈と受託とあるのですが、この場合、先ほどの説明で、受贈と受託は所有権が図書館に来るものが受贈で来ないものが受託ということですか。

○図書・文化財課長 簡単に言ってしまうとそういうことになります。受託は託されて、お預かり

して、ある所有者の方が私たちがしているものについてお預かりをして、皆さんに見ていただいて結構ですよというようなものが……

○小島委員 その場合の受贈でも受託でもいいのですが、権限は館長にあるのですか。受贈しますよ、お断りしますよという場合もあるわけでしょ。

○図書・文化財課長 よほど図書資料の状態が悪いものでなければ、今はお受けしているという状況です。そう聞いております。

○小島委員 なぜそういう質問をするかというと、以前に、公の図書館で、ある図書の寄贈を受けて置いておいたところ、第三者からそのような図書は公の図書館で閲覧に供すべきではないと、訴訟に発展したことがあります。そういうこともあるので、受贈・受託の権限が館長だけでいいのか、あるいは最終的に教育委員会が、訴訟等になったら館長ではなくて委員会が対応する責任があるので、最終的な権限は委員会にあるとしておかないといけないのでは。

○図書・文化財課長 公の施設でございますので、最終的な権限はやはり行政なり教育委員会ということになっております。ここでは実務的なものの手続きということで書かせていただいておりますけれども、今委員にご指摘をいただきましたそういうことがありますので、それは受託とか受贈だけにかかわらず、図書資料というものを公の図書館でどう公開するか、何を収集するかという、ある収集基準に基づくものになるかと今考えてございます。収集基準につきましては、今図書館の中でも内部で決めておりまして、それは教育委員会が決めたものを例えば指定管理者の館長であっても守っていただくという考え方にするものでございます。

○小島委員 かつて、これに関連した裁判があり、多分行政側が敗れた事案だったと思います。したがって、この件は、教育委員会が一定の基準に基づいてやらないと、問題が出てくると。

○図書・文化財課長 その後につきましても、きちんと委員会の定めた基準に基づいて、受贈なり受託の判断をしていただくということとします。

○澤委員長 ほかによろしゅうございますか。基本的にはますます区民の皆さんに便利になるような形での図書館のサービスということは大事だろうと思います。中にはそういう変な輩もいるので、そういう場合にどうそれを制限するかというのは、現場ではなかなか大変なことなのだろうと思います。それでは採決に入ります。

議案第31号につきまして、原案のうち、第10条、第13条、第13条第3項の「館長」を「委員会」に修正したうえで、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第32号 幼稚園教育職員の病気休職の発令について

○澤委員長 審議事項の2番目では、幼稚園教育職員の病気休職の発令についてという審議事項です。この議題につきましては、経緯は今までは教育長の権限だったものが、教育委員会で審議決定するということになり、今回ここで審議させていただくわけですが、個人情報が含まれているため、原則的には秘密会に入らせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、この議題につきましては秘密会という形でやらさせていただきます。まことに申しわけありませんが、傍聴の方、一時ご退出をお願いいたします。終わり次第またご案内いたしますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

第2 協議事項

1 平成20年度港区指定文化財の諮問について

○澤委員長 それでは傍聴の方、ご協力ありがとうございました。

日程第2の協議事項でございます。

平成20年度港区指定文化財の諮問について、図書・文化財課長、よろしくお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、今議題になりました、平成20年度港区指定文化財の諮問についてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらの方、資料は資料ナンバー1とついてございまして、一番上が諮問文の案でございます。2枚目以降、説明の資料がございましたが、そちらの説明資料をご覧いただきながら説明をさせていただきたいと思います。文化財に指定される、今回諮問するものは3件。彫刻、古文書、歴史資料それぞれ1件ずつでございます。それぞれについてご説明をいたします。

彫刻につきましては、増上寺蔵、木造僧形坐像というものでございます。増上寺三門楼上に安置された歴代の住職の木像にまざって安置されている僧侶の姿をした像でございます。高さは45.5センチメートルです。彩色が施されて、玉眼が入れられているというものでございます。

調査の結果では、15世紀室町時代の造像であることが明らかになったということでございます。写真の方をお回しいたしますので、ご覧いただければと思います。

区内にある仏像の中でも古い時期のものであって、美術資料として貴重であるということで、今回指定をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

2番目が古文書、慶應義塾蔵、反町文書といわれるもので、こちらの方は中世・近世文書、相半ばする合計144点のものでございます。現在は慶應義塾大学図書館貴重書室に保管されてございます。中身につきましては、足利尊氏をはじめとする室町幕府の将軍や管領の発給文書、織田信長、豊臣秀吉、明智光秀など高名な戦国時代の武将の朱印状や書状などが多数含まれてございまして、内容的にも大変貴重な史料だということになります。今お返ししている中に、長久手合戦の陣立図などをご覧になっていると思いますけれども、こちらの方は大阪城の博物館にこの一對の陣立図があつて、ほかに類例がないというものでございます。そういうこともありまして、こちらの方も文書群として価値の高いものと評価されているものでございます。

それから歴史資料の方の牛供養塔他でございますが、この高輪2丁目の願生寺というところで所蔵してございますが、江戸時代のこの寺の門前あたりを車町と言いまして、俗に牛町とも呼ばれており、江戸幕府や江戸城増築などのために京都牛町の牛屋を招き、このあたりに土地を与えて常駐をさせ、重量物の運搬を行わせてきたということでございます。牛町には7軒の業者がいて、牛の数は千頭ほどもいたと言われてございます。現在の牛供養塔は文政11年(1828年)に再建さ

れたもので、正面の六字の名号「南無阿弥陀仏」という文字については、江戸時代中期の高僧祐天上人の筆跡を写したものとされています。それから、また隣接して、同じ祐天上人筆跡の元禄2年（1689年）から文政13年までに没した無縁の人々の2,760人の霊を供養する石塔が建っております。ともに江戸時代の産業や文化を知る上での貴重な資料であって、港区の地域の特徴を示す遺構として貴重であると考えてございます。以上、3点について、教育委員会として港区文化財保護審議会の方に指定していただくように諮問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは指定文化財の諮問につきまして、図書・文化財課長から説明をもらいましたけれども、ご質問あるいはご意見のある方はどうぞ。

○小島委員 この増上寺蔵の写真をを見せていただくと物すごく迫力のあるお方ですね。これ歴代住職の中のお一人のお坊さんということなのですか。彫られている僧がだれであるのかわからないと書いてあるのですけれども、なかなか迫力のあるすばらしいお方ですので分かるといいですね。また、さん門が三つの門と書くときと山の門と書くときがありますが、どちらかに統一しないとおかしいのではないですか。

○図書・文化財課長 こちらの三門、三つの門と書いたのは、現在の増上寺の三解脱門というのがそちらの名称で、それを略して三門と書かせていただいたのです。失礼いたしました。

○小島委員 文化財関係で間違えるのでは。

○澤委員長 名前を省略しているわけですね。一般名称は三解脱門。

○小島委員 古文書のところの37番で浮田直家書状とあるのですが、この「浮田」は間違いということはありませんか。戦国大名の「宇喜田」家は知っていますが、「浮田」は全く聞いたことがありませんので。これ正しいのですか。この浮田家とはどちらの戦国大名なのでしょう。

○図書・文化財課長 足利の家臣になったというか、そうした書状だということです。その時代だと思います。

○澤委員長 これ課長、港区もそこそこ歴史がある場所柄、こうやっていろいろ歴史的に大事なものが出てくるわけですが、こういうのは自薦とか他薦とかとよくありますけれども、どういうふうに浮かび上がってくるのですか。

○図書・文化財課長 確かに自薦とかという向きもあるでしょうけれども、現実的には港区文化財保護審議会に古文書を研究されている先生とか、それぞれ専門分野の先生が入っていらっしゃるという先生方の学術的な研究の中からそういうものが特に多いです。今回、慶應義塾の伊ワサキ先生もいらして中にメンバーに入っておりまして、反町文書などはそういうところからの情報提供があったということもございます。

○澤委員長 なかなかこういうのは発掘が難しいですね。

○五味原委員 大変な資料の数ですが、これは一代で集められたものですか。

○図書・文化財課長 一代で集められたと伺っています。

○五味原委員 慶應で預かっているわけですから、まず偽物はないと思っていいいのでしょうか。

○小島委員 これ港区の指定文化財というよりも国宝級になっているのではないですか。

○五味原委員 重要文化財。少なくとも都が指定した方がいいような。

○小島委員 素人的にはこの中の何点かは国レベルの文化財ではないかと。

○五味原委員 東京都、国も先がけて取り上げられる。

○小島委員 取り上げられる。

○図書・文化財課長 今の本でございませけれども、私どもの専門家が文化財の担当の方から言う
と、コレクション、コレクターのコレクションだというところで、1件1件いろいろあるのですけ
れども、いろいろな時代のものお金で買って持っている。代々その家で保存していたものがずう
っと来た。そういうものではないものですから、なかなかそれで重要文化財という都の指定がなか
なか難しい。

○小島委員 よく京都で何々家でしたか。何々家からの古文書が出てきたと言うとすぐ。

○五味原委員 重要文化財。

○小島委員 冷泉家でしたか、そこのは重要文化財が多いですね。

○五味原委員 これだけのものがあるならば、お借りするのは別としても、せつかく港区で指定す
るわけですから、港区の広報に載せながら慶應大学と一緒に、例えば場所も借りて一般区民に公開
するということも考えるのは一つではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○図書・文化財課長 郷土資料館がございませけれども、そちらで10月から11月に特別展とい
うのを開催するような状況になってございませけれども、その中でそういうものがあるということ
をお知らせしたいと予定しております。

○小島委員 この124番の保科正之の書状、今はやりの人ですから、皆さん見るのではないです
か。NHKでも取り上げる可能性もありますので。

○澤委員長 ほかにありますか。それぞれ貴重な文化財でございませ。

それでは、平成20年度港区指定文化財の指定につきまして、案のとおり、教育委員会として文
化財保護審議会へ諮問することで決定いたしたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

第3 教育長報告事項

1 田町駅東口北地区公共公益施設基本構想について

○澤委員長 それでは日程の第3、教育長報告事項に移ります。

最初に、田町駅東口北地区公共公益施設基本構想について、生涯学習推進課長、よろしくお願ひ
します。

○生涯学習推進課長 それでは資料番号の2番をご覧ください。田町駅東口北地区公共公益施設基
本構想についてでございませ。こちら2ページをお開きいただきたく思ひます。これが基本構想の
構成図になってございませ。3章立てでございませが、第1章は田町駅東口北地区のまちづくりに
ついて3ページから書いてございませ。このところでは、くらしの拠点ゾーンという点について
記載。それから整備予定スケジュールも記載をしているということでございませ。

それから第2章では区民参画組織による検討ということで9ページから書いてございますけれども、こちらのスポーツセンターの分科会もそのうちのひとつとして区民参画組織でということでございます。後で9ページを見ていただきましてご報告いたします。それから第3章、これが公共公益施設整備の概要とコンセプト、それから機能についてまとめてある章でございます。

それでは6ページ7ページをちょっとお開きしていただきたいと思います。6ページの方でゾーニングイメージということで、田町駅東口北地区のまちづくりビジョン、平成19年、昨年10月に出したものでございます。現在、新たな都市拠点ゾーンというところに今スポーツセンターがあります。それがくらしの拠点ゾーンの方に今のスポーツセンターと公共公益施設が移転するという内容になってございます。これについて7ページの下のところ。五つの機能を展開する16の施設という中の4の(3)でございますけれども、生涯学習機能として、スポーツセンターは現在のアリーナ棟・中央棟を建てかえ、整備をするものです。そういうことで、そこに記述がございます。33年が経過して老朽化の問題や耐震安全性の問題についてということで、またスポーツに対するニーズも多様化して、競技・種目に対応ということから、生涯スポーツの実現に向けた拠点の整備ということで書いてございます。なお、現在のプール棟は平成14年に改築して間もない新しい施設で、当面存続することとしますが新たな機能を検討していきます。

左の6ページの新たな都市拠点ゾーンの下の方に紫色でちょっと小さめにあるというかラインで囲ってあります、公共公益機能のところ、現在プール棟が当面存続するということが見てとれるかと思います。

続きまして9ページをご覧ください。先ほど、第2章で言いました区民参画組織。この全体会を持ちながらやっているわけでございますが、それぞれの分科会に分かれて、この基本構想の策定を進めております。右から三つ目のスポーツセンター分科会というところでございます。こちらの分科会を行いながら、参加された方々のご意見等をお聞きしながら進めているところでございます。

8ページのところをちょっと見ていただきますと、整備予定スケジュールというところで、平成19年から現在まで基本構想策定となっております。続きまして、平成20年度中に基本計画。それから平成20年度から平成22年度にかけては基本設計・実施設計ということでございます。建設工事については平成22年度から平成24年度。開設については平成24年度というような流れでスケジュールが組まれてございます。

続きまして、27ページをご覧ください。こちらが生涯学習機能、先ほど出ましたスポーツセンターについて現状・課題、それからコンセプト、機能についてまとめてある箇所でございます。先ほども言いました6分科会、地元地域の芝浦・海岸代表者会というのを含めまして、毎回この会議を開きながら決定していくということでございます。そのスポーツ分科会は平成19年12月に第1回を皮切りに平成20年5月12日まで計6回、分科会を開催しております。

分科会のメンバーは公募の8人を含めて、こちらにつきましては後のページに資料編がございます。後の方に資料編がついてございますが、その資料編の3ページ。5番目からスポーツセンター分科会ということで、49番から64番までの番号を振ってあるスポーツ分科会に所属している1

6名の方が参加されております。◎がついているのは全体会に代表としてお2の方が参加されたということで◎がついてございます。このメンバーでやっております。公募を含む、それからスポーツセンターの利用者、あるいは体育協会の関係者から構成されております。

基本構想の対象となる施設はスポーツセンターのアリーナ棟と中央棟であります。平成14年に改築しましたプール棟については、今回そのまま存続をするという形になっています。新たな機能を検討しているということでございます。

それから、スポーツセンターの現状と課題。先ほどの27ページにお戻りいただければと思うのですが、その現状・課題のところに、先ほど申し上げましたように、開館以来33年が経過し、老朽化が進んでいる。それから耐震性の構造が求められている。また、生涯スポーツへの関心が高まり、プール棟改築以降、利用者が急増した、大変増加している。それから新たなニーズにこたえることが必要となります。そういうことで、例えばサブアリーナの要望とか空調設備等々、いろいろな要望が出ています。

コンセプトとしましては、次の28ページからでございます。する・観る・支えるスポーツで生涯スポーツの実現を目指しますという形です。一体の建物に全ての機能を整備する。また、環境に配慮したバリアフリーの施設、それから区民が多様なスポーツを楽しめる「するスポーツ」というところを実現することをコンセプトとしています。また、国内それぞれの大会を誘致できる規模・規格を満たし、観客を集める魅力ある施設を目指しますということです。それからレベルの高いスポーツを肌で感じる、また観るスポーツを実現ということです。それから観戦する人が競技者を応援したり、サポートすることを対応することで支えるスポーツを実現したい。

また一方で、介護予防への取り組みも行えるかということで、人との交流や仲間づくりを進められるサロンのようなスペースを設けたり、リラックスできるような快適な居場所も実現というようなことのコンセプトにおいて備えるべき機能としては、29ページの方に（ア）から（ケ）まで短く書いてございますが、多くの点としては、区内随一の規模と内容を備えた総合体育館としての機能を持たせるということです。それから、国内公式戦を誘致できる規模・規格を備えた機能。また、観るスポーツを実現できる、観客を引きつける魅力ある機能、それから介護予防に取り組めるような機能、スポーツ等で起きるケガ等に対応できる機能。また、ここは選挙の開票所としても使われますので、そういった機能等も対応できる機能。以上、こういった機能を今回お出ししております。

資料編の6ページと7ページ。区民参画組織で、先ほど言いました平成19年12月19日を皮切りに第6回やってまいりました。第4回と第5回は全体会の確認とかでしたので、この資料編の21ページに第1回スポーツセンター分科会でいただいたご意見等116番から書いてございますが、140番まで、22ページです。このようなご意見をいただいて、基本構想への反映があるものについては何ページに反映していますという書き方です。そうでないものについては場バーで表記し、今後の基本計画の中で考えていきますとか、要望として受けとめていきますというようなことで区の考え方を示しています。

逆に資料編の40ページについては、スポーツ分科会から他の分科会に意見が出たものです。これは医療施設ということで出た意見が40ページ、39番から46番までですか、スポーツ分科会

で病院の誘致に対する意見が多く出されていました。その際、愛育病院ということで話があることに対して、もっと総合病院的な、あるいは整形外科的な提案をしたときに、スポーツ分科会で考えている病院ということでの誘致はできないものではないかというような意見を多数いただいたということでここに入っております。現在医療施設については、まだ総合病院というようなことはなかなか難しいという話が説明ではありました。ただ、今後について愛育病院に総合病院的な働きかけを強く続けていきたいというようなことになっているところでございます。説明については以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは質問等ございましたらよろしくお願いします。

これは課長、6ページの図面で見ますと、これ東京ガスの跡地のところに新しいスポーツセンターができるということになるのですか。

○生涯学習推進課長 現在、東京ガスの所有地ですけれども、今3万2,000平米近くございますが、そこと区の持っている新たな都市拠点ゾーンとの土地との交換をしてそちらの方に移っていくというシナリオになっております。

○澤委員長 今のスポーツセンターの構想を聞きますと、すばらしいものができそうな、楽しい印象を持って聞いていました。何かございますか。

○小島委員 ここに港区の施設としてはどういうものでしたか。スポーツセンターの建物と、建物はいくつ建つのですか。

○生涯学習推進課長 7ページにございますけれども、五つの機能を展開する16の施設です。いろいろスポーツセンターのように大きいものから、面積がそれほどないもの、16施設を挙げてございます。

○小島委員 16の施設は建物としても16ぐらいという意味ですか。

○生涯学習推進課長 建物というよりは施設です。例えば建物の中に複合的にその施設が入っていくイメージです。

○小島委員 どこに何を建てるというような図面は既にありますか。

○生涯学習推進課長 これからです。

○小島委員 これからでしたか。

そうすると、6ページのこの図面はゾーンに分かれていますが、新たな都市の拠点ゾーンはこれは直接区の建物ではない商業施設。例えば、東京ガスとかそういうところが使うわけですか。

○生涯学習推進課長 委員がおっしゃるとおり、商業機能とか民間の建物になるかと思います。

○小島委員 橙色のところはそういう業務、公共施設。そうすると紫色のところへ今述べている施設が建つということですね。

○生涯学習推進課長 上のところは公園スペースということで予定をしています。

○小島委員 緑色の。

○教育長 ここの暮らしの拠点ゾーンと緑のという話ですけれども、これはどうなるかはわからない、この中の配置はこれから。一応この中に入る予定としては公共公益のそういう機能を持った施設が入ります。あとは公園もこのように入れましょう。しかしその配置はこれからの検討ですとい

うことです。

○五味原委員 この6ページの図面で、一番上の方にゴルフのパターみたいな格好をしているのは、これ何ですか。

○小島委員 今公園になっているところですね。

○生涯学習推進課長 緑とオープンスペースという形でつくられた部分です。

○小島委員 現在公園になっているのでしょうか、ここは。

○五味原委員 今も公園。これ線路下をつなぐわけですね。地下で。

○学校施設計画担当課長 ここは都市計画公園になっていまして、もともとは運河。この図でいきますと、こちらがずうっと運河になって、こちらまで海が入り込んでいたのです、もともとは。小さな船が通っていまして、まとまっているのですけれども、それをこの線路まで一段階埋め立てまして、二段階目は今ここの部分を埋め立てて、埋め立てた後に、都市計画公園にしています。それで線路よりも先に運河があったということです。それを埋め立てて地面にしたので、線路をまたがるような形で都市計画公園になっています。それをこの絵に反映しているという状態なのです。これから新たに作るものではありません。

○澤委員長 そうすると、田町駅のこの海側、今芝浦小学校他があるところは、新たな都市の商業地域みたいな空間になるのですか。

○生涯学習推進課長 その予定でございます。ただ、先ほどちょっと言い忘れたのですが、小学校については暮らしの拠点ゾーンにはいかないです。前回の中でもお話したことであります。

○澤委員長 男女平等参画センターですか、いろいろな区の施設はこちらの統括の区画に入ってくる。

○生涯学習推進課長 そういうことでございます。

○澤委員長 田町駅は随分変わりますね。

○五味原委員 まったく変わってしまいますね。

○澤委員長 平成24年。

○小島委員 田町駅から新しいスポーツセンターまで歩いて何分ぐらいでしょうか。

○生涯学習推進課長 今3分から4分。5分以内ぐらいで歩けます。そこにプラス3分か4分。そんなにかけられないかと思いますが、ちょっと離れるということだと思います。

○澤委員長 ほかに。よろしゅうございますか。

2 港区立芝浦南ふ頭公園運動広場の愛称選考結果について

○澤委員長 それでは報告事項の2番目ですけれども、港区立芝浦南ふ頭公園運動広場の愛称選考結果につきまして、生涯学習推進課長、よろしくお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは資料番号の3番をご覧ください。港区立芝浦南ふ頭公園運動広場に愛称選考結果についてでございます。こちらにつきましては、4月1日から4月30日までの間、区内在住・在勤・在学者を対象として公募をしました。それで、厳正な審査の結果、愛称を決定しましたのでご報告するものでございます。

応募条件としましては、区内在住・在勤・在学のいずれかに該当すること。1通につき1作品であるというもとで応募しております。応募総数につきましては89通ございました。複数ございましたが、その中から審査した結果、審査日については審査日の①から③まで書いてあるとおりでございます。第1次審査で既に使用されているもの。商品名あるいは施設名としてすでに使われているものを除きまして23作品を選出いたしました。第2次審査につきましてはそれを5段階評価いたしまして13作品に絞りました。最終それを10段階評価で絞ってございます。10段階で審査で絞り込みまして4作品を総合的に選びました。それがここの参考として書いてございます4作品でございます。愛称の理由あるいは「わかりやすさ」、「好感度」といったものを基準に選考したものでございます。

その中で、最終残ったのが「かいがんぱ〜く」でございますけれども、こちらは高得点であるということ。それから同運動広場が海岸3丁目に所在し、広く長く人々に親しみをもって活用していただくのにふさわしいということ。それから平仮名で海岸での波のやわらかさといったイメージができてすぐれていることなど、評価が高かったということで「かいがんぱ〜く」ということになりました。

これは山田その子さん（15歳）です。海岸3丁目にお住まいですが、区内の高校1年生ということでございます。何点か応募の中で最年少だった作品を使っております。その他でございますが、オープン記念式典が6月29日日曜日10時から現地で予定されてございますが、そのときに記念式典で表彰したいと考えてございます。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。芝浦南ふ頭公園運動広場の愛称選考結果につきまして報告をもらいました。何かございますか。

○小島委員 平仮名の愛称というのは最近ありましたか。珍しいですね。片仮名は何かいろいろ芝公園のプールもアクア何とか。

○生涯学習推進課長 芝公園の多目的運動場アクアフィールド、片仮名でございます。それからスポーカル六本木と片仮名が多かったと思います。

○小島委員 平仮名ということが確かに斬新ですね。

○五味原委員 この広場ですけれども、これは主体的にサッカーですか。ほかにどういう。

○生涯学習推進課長 主に少年サッカー、それから少年野球ができるグラウンドでございます。あと3面、フットサルで言えば40m×20mのフットサル面が3面とれます。また、子どもたちが少年野球、少年サッカーで使わないときは大人一般にも開放するというので、フットサルの面が3面と、またそれを1面として使う場合はサッカーとしても利用できるという形になってございます。

○五味原委員 私、外からちょっとのぞいた感じだと、全面積のうちほとんど6割か7割、7割強かもしれませんが、グラウンドにとられていて、ほとんど公園らしき、いわゆる緑のある部分が非常に少ないように思いました。

○生涯学習推進課長 公園全体としては9,000㎡からあります。グラウンドは4,039㎡だったと思います。

○五味原委員 5割ですね。それは駐車場も全部入れてでしょ。

○小島委員 レインボーパークという応募はなかったでしょうか。

○生涯学習推進課長 やはり場所がレインボーブリッジのところなので、レインボー海岸運動場、レインボーアイランドグラウンドとか、レインボーというのも確かにございました。

○小島委員 単純なレインボーパーク。

○生涯学習推進課長 レインボーパークはちょっとございませんでした。

○小島委員 それを応募しておけばよかった。

○澤委員長 審査委員は事務局次長、生涯学習推進課長、キスポート財団のスポーツ健康部長ですね。

○生涯学習推進課長 行政と言いますか、ちょっと内輪に見えるようなメンバーなのですが、厳選な。

○次長 もともと条例の名称はタイトルであるような芝浦南ふ頭公園運動広場なのです。ところが芝浦、港南と一般に言われてしまうのですが、海岸1丁目から3丁目にお住まいの方がいつも芝浦の中に組み込まれてしまって、海岸という名称は心がけていないというご不満が地元にあります。条例の名称そのものにもちょっといろいろご意見をいただきました。そうとはいえ、別に芝浦、海岸、港南と3区分にするわけにいきませんので、条例はそのまま使っていただいて、愛称を決めましょう。愛称でいろいろ出していただきました。ですから本来は地元の方とか、子どもさんとか、学識経験者とか選考委員の中に当然考えられるのですけれども、地元がそもそも海岸というのを何とか興したいという強い意思があって、もともと入ってきている海岸の方が。そういうことがあるので、子どもさんとか、子どもさんは応募している関係があるので、子どもさんを審査員には入れられない。地元は利害関係者になってしまうということで入れておりません。

○澤委員長 そういう意味では、小島委員が言われたような、平仮名でなかなか簡潔でいい名前です。よろしゅうございますか。この式典が6月29日にございます。

3 平成19年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況について

○澤委員長 それでは3番目でございますけれども、平成19年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況につきまして、指導室長、よろしくお願いします。

○指導室長 お手元の教育委員会資料ナンバー4をご覧ください。平成20年度の港区立小・中学校におけるいじめ、不登校、そして2枚目が暴力行為等の状況等につきましてもあわせて実数をご報告させていただきたいと思います。

なお、資料の根拠は文部科学省が調査しております、児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、例年行っているものを表にまとめたものでございます。

まず1番目に、港区立小中学校のいじめの推移でございますが、平成19年度の小学校は港区は30件、認知率は1.58となっています。中学校は港区は5件、率は0.50となっています。平成18年度に比較しますと、小学校におきましては数字的にはふえて、もちろん率もふえてございます。中学校においては3分の1程度、数は減ったという状況でございます。

考えられる理由としましては、平成18年度19年度という比較でございますので、ちょうど平成18年12月にいじめの文部科学大臣のアピールがあった以降ということもありまして、学校がいじめについてきちんと取り組んできたということです。特に、平成18年度さらに平成19年度は人数がふえておりますが、特に今年度の調査をするにあたっては、教職員一人ひとりがいじめについての定義をきちんと認識しているかどうかということで各学校へ周知したことが1点です。

もう一つは、学校側の受けとめとしまして、やはりきちんとやっているところは数がかなり認知されているという傾向がございます。この30件という数字は数校がまとまった数字を出してございます。

次に、港区立小・中学校における不登校児童・生徒の推移でございます。まず小学校でございますが、平成19年度は22人、出現率が0.39です。中学校が39人、率が2.28人になってございます。小学校2人のうち3割近くは学校復帰ができておりますが、不登校の定義からこの人数になっており、若干ふえているという状況でございます。それから中学校におきましても若干増ということで、出現率もふえてございます。ただ、不登校ゼロの学校が小学校でかなりあるということ、中学校もたくさんはないですが、不登校ゼロの学校があります。したがって、1校あたりで考えますと、全ての学校が平均して不登校がいるということではなくて、やはり学校の取り組みによってはゼロの学校もかなりあるのだということでご理解いただければと思います。

2枚目ですが、暴力行為の状況につきましては、平成19年度小学校暴力行為発生件数はゼロです。中学校は発生校数2校4件ということでございます。

それから3枚目はその推移を表とグラフにあらわしたものでございます。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。小・中学校のいじめの推移と暴力行為の推移について、説明してもらいました。何かございますか。

○五味原委員 この不登校児童・生徒については、出席簿その他ではっきりと数字が出てくるわけですが、ここに言われる不登校というのは、出席がどのような基準でなされるものですか。

○指導室長 基本的には病気と、それから家庭の経済的なものを除いて、長期欠席の児童・生徒のうち、心理的、情緒的、身体的要因等によって欠席が30日以上を不登校としています。

○五味原委員 年間。

○指導室長 年間30日以上ということです。なお本指導室では、本区では月に5日以上欠席があった児童・生徒についてご報告いただいているところでございます。

○小島委員 今の点で、小学校、中学校は義務教育なのですが、経済的な理由で長期休むという人はいるのですか。

○指導室長 一般的に各区市町村においては、いる場合もあります。

○小島委員 港区の場合は。

○指導室長 本区の場合はございません。

○五味原委員 そうするとこれはやはり病気ですね。

○澤委員長 ここで指導室長、小学校の場合は22名で、ただもう3割は復帰されているという話がありました。これは学年でいくと満遍なくおられているということになるのですか。高学年の方

に偏るとか、何かそういう傾向みたいなのはなかったのですか。

○指導室長 小学校におきましては、やはり5年生6年生。特に学年で言いますと、5年生が一番数値的には多いです。それから中学校はやはり2年3年とだんだんふえていきまして、3年生が一番数としては多いです。

○澤委員長 本当に早く対応してもらおうということが、もちろん本人にとっても、保護者の方にとっても大切です。いじめの方の認知と発生というのは一般に使っていると思うのですが、認知と発生の定義ですが、発生というのは何か訴えたりした場合に発生というのですか。認知というのは、先生が観察していて何かいじめがあったのではないかという、そう先生の判断で認知ということですか。

○指導室長 平成17年度までは発生と言っておりまして、つまり学校が認知するということでしたけれども、平成18年度からはいじめられた子どもが主体になって、子どもがいじめられていると認知した場合はそれをいじめとしています。そこに変化があるので、表的に言いますと、平成17年度までの数字と平成18年度ではとらえ方が違います。

○教育長 不登校の先ほどの説明と委員の認識が先ほどちょっと発言を聞いたらずれているようにしたので、はっきりしておかなければいけないです。病気ではないですよ。それもう1回ちょっと説明してください。

○指導室長 きちんとした定義を申し上げますと、不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること。ただし、病気や経済的理由によるものを除く。この調査におきましては、30日以上欠席した児童・生徒数ということで数字を上げています。

○小島委員 いじめの件ですけれども、教育委員会としてもいじめについては最大限の努力をもっていじめの撲滅に立ち向かっているわけです。いじめの統計をとるにあたって毎回問題になるのですが、何らかの事情で、区とか都とか国との関係で、いじめの件数のカウントが何かあいまいな感じがします。この統計の精度を高めるにはどうしたらいいか、各都道府県とみなそれぞれ温度差があると、比較対象しても余り意味がないような事態にもなるので、そこら辺は全国的にどのような取り組みをしているのですか。

○教育長 今小島委員がおっしゃったことは大変重要なことで、そういうことで指導室長が校長会等々で話をしたということですが、この一覧表の一番下のいじめについての定義と件数のとらえ方がこのように変わってきました、右側のように変わってきましたと言うのです。これによって、港区だけではなくて、全国的に発生件数のとらえ方というものが変わっています。一番上の表の平成17年度16年度あたりを見ていただきたいと思いますのですが、小学校で全国で0.2ぐらいの率でした、発生率が。東京都も0.24、平成17年度は0.22。それで港区は0.47、0.05という数字でした。ところがいじめによる自殺の問題が大変全国的に問題に深刻化されたときに、文科省の数値あるいは都道府県あるいは区市町村の教育委員会の指導によって、平成18年の統計を見ると、全国でも10倍、2.7、10倍以上です。それから東京都においても0.22だったものが2.89。港区は0.05だったものが0.68、そして今年は1.58ということで

す。まだ全国と東京都は集計ができていませんけれども、こういう数字になっているわけです。これは特に小学校だけではなくて、中学校の方もそういう顕著なことになっています。

したがって、一番重要なのは、毎年研修あるいは指導によって、いじめの発生、認知件数とか、いじめの認知というものをしっかりやっていく、ここがスタートです。ここを指導室の方では常に各学校を指導して、しっかりやっていく必要があります。見つからないものは解決のしようがないので、しっかり認知することは非常に大事です。ですから、いじめがたくさんあるということが問題なのだけでも、それ以上に問題はそれがわからないということが一番問題なので、しっかり認知させるようにしていかななくてはならないということです。

○小島委員 それで先ほど、5校で30件とか何校で何件というご説明がありましたが、今教育長もおっしゃったように、この認知をさらに厳しくやっていけば、小学校で5校ですから、14校は1件も発生していないということになります。ちょっとそれは考えられないような気がするのです。ですからそこら辺の指導をもう少ししていただいて、いじめが発生したからいけないということではなくて、発生したいじめが今後そういうものが発生しないようにつなげるための制度ですから、その辺をもう少し頑張って指導していただきたい。

○指導室長 今委員がおっしゃったとおり、場合によっては学校がまだ担任がつかんでいる範囲で数値を上げてきている場合があるかと思いますので、あくまでも子どもがいじめと感じた場合の数字ということです。子どもに何らかの形で書かせたり、話を聞いたりする機会を設けないと、この数字は上がってこないと思いますので、おっしゃるとおりにしっかり認知させていきたいと思っています。

○教育長 港区は、平成18年度にこの全国的なこの問題が出たときに、全校、全児童・生徒対象に聞き取り調査というのをやりました。昨年も引き続いてやっているのです。ですから、その引き続きやった全校での全児童・生徒の聞き取り調査によって出てきた発生件数はここにしっかり把握されて出てこなければいけない。出てきているのだと私は信じているのですけれども、出てきた結果がこうであるということだと思います。ですから、引き続いて今年もこのいじめに関しては全校での全児童・生徒の聞き取り調査をしっかりやる、これを継続してやっていくということが一番大切なのです。

○小島委員 港区の場合、30件と報告があったのですが、これに対しておおよそどういう対応を各学校はされたのでしょうか。

○指導室長 基本的にはやはり子どもに寄り添った指導で、必要に応じてカウンセラーが入りながら心の受けとめを行っているのですけれども、報告を受けている感じでは、現在解決済みと伺っています。

○澤委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、引き続き、教育長が言われているように、発生がわからなければ対処もできないのでよろしくお願いいたします。

それではほかに何かございますか。

○庶務課長事務取扱 参事 私の方から、資料はないのですが、1点だけ口頭でご報告をさせてい

たきます。

平成16年度3月31日をもって麻布小学校と統合されました旧飯倉小学校の跡地の活用の件でございます。廃校といいますか、統合にあたりまして、その後も用地の活用については地域住民の意見を聞きながらやりますというスタンスでございました。そういったことを受けまして、平成19年の2月15日に東麻布まちづくり協議会、これは六つの町会と二つの商店街で構成されておりますけれども、ここから活用に関する要望書というものが上げられておりました。提出されてから1年以上過ぎたのですけれども、麻布支所、企画課、用地担当部門、教育委員会4者の協議で、この要望書を受けて地元の協議会と協議をするというような話が整いまして、先だって6月11日の夜に準備会が開催されました。この準備会を受けて、これから月1回程度、東麻布まちづくり協議会の6町会から各2名、2商店街から各1名ということで合計14名、区側の方は、麻布支所2名、企画課長、企画用地担当2名、教育政策担当課長の6名出まして合計20名で協議を進めていくことになりました。月1回協議を進めまして、来年の1月か2月にかけて、全体的な課長の報告会についてまとめるという予定で今進めております。

ちなみに地元の要望ということで、教育施設として今後使っていただきたいということで、地元の要望ということで、公立のインターナショナルスクールの用地がいいという方、施設の要望が出ております。それから福祉関係では介護施設を中心にした複合施設、それから防災拠点というようにいろいろな意見が飛んでおります。各町会の方でアンケートを一人ひとりに住民にとっておりますのでかなり中身が多様化しております。これを今回この協議会の中で集約していきたいと考えております。

ただ、平成24年3月までは、現在の飯倉小学校は暫定の保育施設ということで児童課が、あと待機児童がふえておりますので、保育施設ということで平成24年3月まで使う予定があります。またつばさ教室、それからまた工事中でひょっとして6月ぐらい移ることになっておりますので、本格的な活用は平成25年以降になるかと思っておりますけれども、地元の要望もありますので、これを受けて今年度中に一応考え方だけは整備していきたいということをご報告、対処するものでございます。簡単ですがご報告は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。何かございますか。

○小島委員 飯倉と言うと、我々はなかなか感慨が深いものですから、地元の方にお役に立てるよということは非常にいいことです。協議会の中で地元の町会その他と麻布支所と言いましたが、教育委員会からはどの部署が入るのですか。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 教育政策担当課長ということで、私が兼務をしているものですから、私が参加します。

○澤委員長 よろしくをお願いします。

○五味原委員 今の件ではないのですけれども、来月から始まる教科書選定です。今年は今までと違う方式となるわけですが、どのようなスケジュールになるのでしょうか。例えば、今のところ教育委員会は10日とそれから臨時会が22日ですか。それ以外に特別に、例えば委員会があると、何かしなければならぬというスケジュールが出てくるのでしょうか。それから教科書は

我々がもう一度目を通して検討する必要があるのか、スケジュールをお教えてください。

○指導室長 この委員会が終わった後に説明しようと思い、配るものを用意しておりました。

○五味原委員 わかりました。そのときで結構です。

○学務課長 来月の7月12日土曜日に、区立中学校の合同説明会を開催したいと思っております。時間は10時から12時までということで、場所は区役所の9階会議室です。7月12日10時から9階会議室でやりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○澤委員長 中学校のですか。

○学務課長 中学校のです。

○小島委員 岩手・宮城内陸地震で、学校の耐震化がまた今ホットな話題になっていますが、港区の場合、耐震の整備は進んでいると聞いているのですが、耐震ランクの一番低い学校はいくつくらいあって、それは震度何ぐらいまでは大丈夫なのでしょう。

○学校施設計画担当課長 耐震化の事業は今年も2校進めておりまして、これは昨年度発注したのですけれども、不幸にして不調になってしまった案件を今年またもう一度発注したものです。改修につきましてはこの2校で全て完了です。

○五味原委員 どのレベルですか。

○学校施設計画担当課長 初期にやったのと、平成13年ですか、ここで基準が変わっているのですが、平成13年以降のものにつきましては、いわゆるI s値と呼ばれているものが0.75を超えることを目標にしていますので、一般的には0.6を目標にしていますから、港区の学校については高い基準をクリアしています。

○小島委員 この0.75とか0.6というのは震度いくつぐらい迄耐えられるのですか。

○学校施設計画担当課長 I s値の設定自体が統計学的な数値なのです。算式では算出するのですけれども、統計学的な数値です。0.6を超えますと、ちょっと今手元に資料はないですが、震度6の地震でも小破・中破という状態で、建物が再利用に耐えられる。修理をすれば再利用に耐えられるというランクです。これはその強度を持っているものを統計的に拾ってきますと、その衝撃を受けた地震でもそういう状態であったということから、その数字を逆算していますので、理屈の上でその強度を持っていれば耐えられるという値ではないのです。今までの経験上、その強度を持っていれば、そういう状態になるだろうという数値です。

○小島委員 多分議会等でいろいろ質問されると思います。そのときに、余り難しい数値ではわからないので、大体震度6強6弱ぐらいなら大丈夫なのか、それとも危険があるのか。

○学校施設計画担当課長 言葉を整理しなければいけないと考えております。あともう一つ改築計画に上がっている学校で、神応小学校が値は低いのですけれども、これが改築計画の対象になっていまして、耐震改修という対象からははずれてしまっています。これはできるだけ早く。

○教育長 そういうことを言っても。小島委員が一般的にというのはそういうことではなくて、例えば震度6強みたいな地震があったときに、学校で学んでいる子どもたちが倒壊して下敷きになってしまうかどうか。一般的にというのはそういうことです。港区の今の学校の状況はそういう言葉で言うとうどうなのかということだと思います。

○学校施設計画担当課長 そもそも公立学校というのは、一般的な硬度計算に対して25%増しの補強を設計時点からすることになっていますので、普通の地震があっても倒壊という可能性はもう小学校であれば非常に低いと言えます。それから古いものに関しては新耐震と旧耐震とあるのですが、1981年以降のものはまず壊れない、どんな地震が来てもまず倒壊してしまうことはありません。それ以前のものでも強度割増はありましたので、中国の地震でご覧になったような、跡形もなく壊れてしまうということは恐らくないです。

どういう状況かと言いますと、四角いものがちょっとゆがんでしまう、ゆがんでしまつて扉があかなくなるとかそういう状況は考えられますが、一番数値が低くても、崩壊の可能性というのは非常に低いという状況です。

○小島委員 いろいろなところから質問されると思います。

○教育長 一番大事なところはそこなので。

○学校施設計画担当課長 壊れてしまうことはないです。

○五味原委員 耐震については、過去を見ていくと、今お聞きした80年代か90年代ごろに一つの改正があつて、そして学校の補強工事をやっている中で、改修をやった、補強工事をやったところは大丈夫なのだというつもりで見えていますけれども、これが一番難しいところです。

○学校施設計画担当課長 新耐震でできたものはもっと強いですから、補強していないから安全ではないということではなくて、建築年次によっては補強する以上にもっと強い建物もあります。

○五味原委員 青南小学校が20年ちょっとぐらい前ですか。それで既に耐震工事をやっています。

○学校施設計画担当課長 青南小学校は昭和56年に……

○五味原委員 それでもう既に耐震工事をあそこはやっています。ですからそれから見るとかなり強くなっているはずですよ。ただどのような地震が起きるかは……。

○教育長 野澤課長が先ほどから言っている、大きな強い地震があつても、区民の避難できるような施設として使えるかどうかということなのです。ですから、これがゆがんでしまった状態ですとこれはもう避難生活としては向かない。でもほかのものはゆがんだりなどしない。避難所生活に耐えられる施設、こういうことです。

○小島委員 一番聞きたいのは、幼稚園の子ども、小学校中学校の生徒が、やはり地震で下敷きになって死んだり大けが、そういうことはないのですか。

○五味原委員 それはないはずです。

○学校施設計画担当課長 設計自体が。

○五味原委員 設計自体から、地震が起きたときの後の仮設の避難所として使えるような建物の考え方をしているはずです。

○小島委員 極めて安心しました。

○学校施設計画担当課長 普通にこういう施設を設計するのに対して、その計算結果が出た時点で、強度を1.25倍に自動的に動かしていきます。ですから倒壊はまずないです。

○小島委員 港区は大丈夫。よくテレビでどこかの府県でそういういっぱい写真が出て、耐震補強しているではないですか。

○澤委員長 そういう意味では、野澤課長の話を聞いて、うちの区の場合には大丈夫ということですね。

それではほかによろしゅうございますか。ありがとうございます。

「閉 会」

○澤委員長 それでは今日の教育委員会閉会いたします。なお、次回は7月8日火曜日ですが、午前9時からの予定ということで開始時刻が1時間早いです。

○小島委員 いつも30分前にやっているから8時半集合。

○澤委員長 よろしく願いいたします。それではありがとうございました。

(11時50分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 五味原 康